

兵庫県公報

平成30年3月20日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目 次

| 告 示 | ページ |
|----------------------------|-----|
| ○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課） | 1 |

告 示

兵庫県告示第249号の2

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成30年3月12日に、三田市東本庄2493 愛野会労働組合執行委員長井上有喜から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事件

愛野会労働組合が主張する次の事項について

平成30年賃上げ要求、労働条件改善要求、団体交渉正常化要求、労働者代表選出要求

2 日時

平成30年3月28日（水）午前0時以降、争議解決に至るまでの期間

3 場所

あいの病院 三田市東本庄2493

老人保健施設アルカディア 同上

4 概要

連続的あるいは断続的にあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。